

京都市告示第260号

平成31年3月29日京都市告示第666号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和元年8月1日から次のように改めます。

令和元年7月29日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数 値
楽只市営住宅	第13棟						0.8359
	第14棟						0.8381
	第15棟						0.8367

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数 値
楽只市営住宅	第13棟から第15棟まで						1.0167

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)